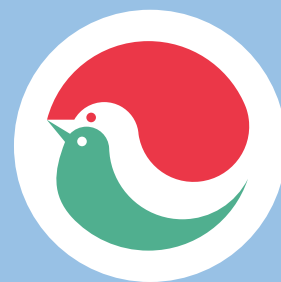


埼玉県

宅建 NEWS

No.192

2026.夏



がんばれ! 浦和レッズ

URAWA REDS
Reds Business Club

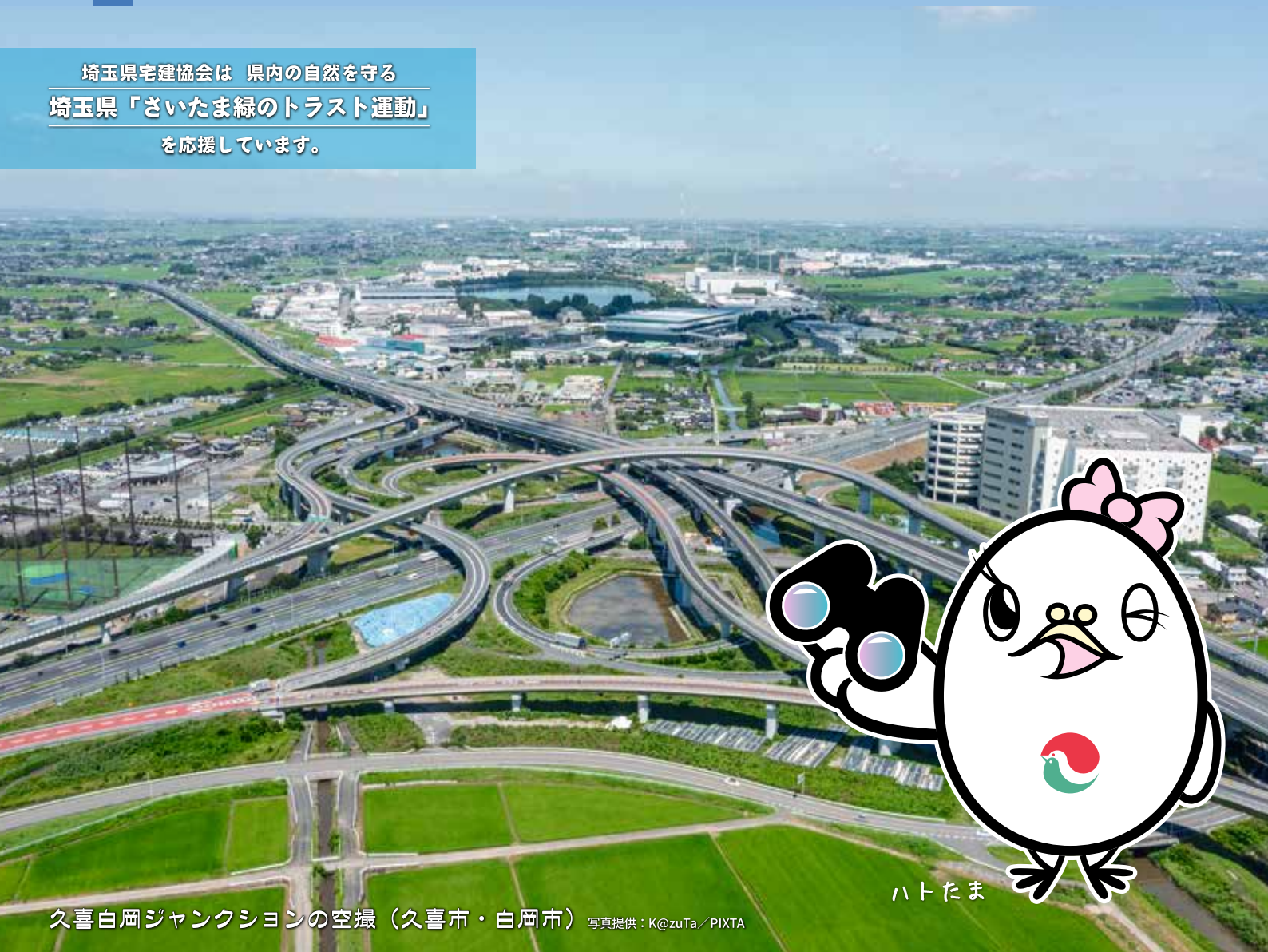
TOPIC

会長就任挨拶 飯田 成寿 会長 ————— 表紙裏

令和8-9年度 新役員のご紹介 ————— P.1

令和8年 定時社員総会 開催報告 ————— P.4

埼玉県宅建協会は 県内の自然を守る
埼玉県「さいたま緑のトラスト運動」
を応援しています。



ハトたま

久喜白岡ジャンクションの空撮（久喜市・白岡市）写真提供：K@zuTa/PIXTA

あなたの宅地建物取引士証の
有効期限は大丈夫ですか？

更新のための講習会は有効期限満了日の
6カ月前から受講が可能です。



貴社の宅地建物取引業免許の
免許更新 お忘れなく！

免許権者への提出期間は免許満了日の
90日前から30日前まで（協会経由での受付は廃止いたしました）





令和8 - 9年度

会長就任挨拶

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 埼玉本部

会長・本部長 ^い飯 ^だ田 ^{せい}成 ^じ寿

みんなを笑顔にする！健全な運営による、信頼される宅建協会へ

会員の皆さま、そして埼玉県民の皆さま、日頃より埼玉県宅建協会の運営に格別のご高配を賜り、心より感謝、御礼を申し上げます。

この度、令和8-9年度の会長就任のご挨拶とともに、協会の運営に対する私の目指す取り組みや考え方を皆さまにお伝えさせていただきます。

埼玉県宅建協会は昭和42年に埼玉県知事の許可を受けて以来、会員の資質の向上・地域社会への貢献・消費者保護を理念として、地域に寄り添い、様々な課題に立ち向かい59年間という長きにわたり事業の継続、発展をしてまいりました。現在まで、継続発展してこれましたのも、様々な形でご支援をいただきました県民の皆さまや関係諸団体の方々、これまでご尽力をいただいた先輩及び会員の皆さまの御蔭と、敬意を表しますとともに感謝申し上げます。

平成24年に公益社団法人として生まれ変わり、現在まで不動産無料相談所の開設や行政との連携による空き家、空き地対策の活動など数々の公益事業に取り組んでまいりました。今後も公益社団法人の使命として積極的に公益事業を展開し、社会に貢献させていただくとともに会員、業界の社会的な地位の向上を目指してまいります。

会員の皆さまには、社会問題化する空き家・空地問題への取り組み等を通じて地域の活性化や発展に寄与し、地域に信頼され、地域で輝けるハトマーク不動産ショップとしてご活躍いただけるよう協会として様々な業務支援を行ってまいります。

また、生活者の大切な財産である不動産を安心して取引できる人材の育成の一環として「宅地建物取引士試験事務」につきましても、引き続き公正な試験の実施に向け、協会一丸となって取り組んでまいります。また、各種研修をWEBにより行い、研修機会を増やすとともに専門的知識の向上、資質の向上に繋げてまいります。

協会の運営につきましては、生活者のお役に立つ情報をホームページ・SNS・広報誌等により積極的に発信させていただくとともに、より信頼される協会を目指し、組織の見直し、財政基盤の強化に取り組めます。長年にわたり、各支部の皆様には各地域で様々な取り組みを行っていただいてまいりました。協会の理念や地域に寄り添い活動するという大切な部分はこれからも変えることなく、10年後、20年後を見据えた持続可能な組織体制を構築してまいります。会員の皆様には、サービスの平準化、本部・支部事務局体制の統一によるサービスの向上につながる取り組みとなりますのでご理解の程よろしくお願い申し上げます。

本年度におきましても、コンプライアンスを遵守し、透明性のある丁寧かつ迅速な協会運営を、役員と職員が一丸となって行ってまいります。

いままで築あげられてきた信頼を汚すことなく、更に信頼をいただける埼玉県宅建協会を目指してまいりますので、埼玉県民の皆さま、会員の皆さまのご理解とご支援を心よりお願い申し上げます。

結びに、皆さまのご健勝とますますのご発展をお祈り申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。



(業) 会長／(保) 本部長
支部長
飯田 成寿 (越谷支部)

令和8 - 9年度 新役員のご紹介

(宅建協会／保証協会)



(業) 副会長／(保) 副本部長
(業) 綱紀委員長
組織財政改革特別委員長
(保) 除名審査委員長

奥富 浩 (彩西支部)



(業) 副会長／(保) 副本部長

渡邊 勝久 (さいたま浦和支部)



(業) 副会長／(保) 副本部長
支部長

横田 等 (埼玉西部支部)



(業) 副会長／(保) 副本部長
宅地建物取引士試験委員長

富田 満 (埼玉北支部)



(業) 副会長／(保) 副本部長
支部長

三城 貴広 (埼玉葛支部)



(業) 副会長／(保) 副本部長
支部長

山岸 俊和 (大宮支部)



(業) 専務理事／(保) 専任幹事
支部長

松島 義浩 (さいたま浦和支部)



(業) 副専務理事／(保) 副専任幹事

大野 善典 (越谷支部)



(業) 副専務理事／(保) 副専任幹事

船津 輝佳 (埼玉西部支部)



(業) 副専務理事／(保) 副専任幹事

大塚 俊和 (彩央支部)



(業) 常務理事／(保) 常任幹事
支部長／宅地建物取引士法定講習委員長

市川 雅巳 (所沢支部)



(業) 常務理事／(保) 常任幹事
支部長／情報・業務支援委員長

小畑 正之 (県南支部)



(業) 常務理事／(保) 常任幹事
支部長／総務財務・広報委員長

松浦 慎弥 (川口支部)



(業) 常務理事／(保) 常任幹事
相談・法令遵守委員長

江泉 隆志 (大宮支部)



(業) 常務理事／(保) 常任幹事
(保) 総務財務・苦情解決委員長

岡崎 徹 (さいたま浦和支部)



(業) 常務理事／(保) 常任幹事

内田 茂 (埼玉北支部)



(業) 常務理事／(保) 常任幹事
支部長

木村 忠義 (埼玉東支部)



(業) 常務理事／(保) 常任幹事
支部長

栗原 武 (彩西支部)



(業) 常務理事／(保) 常任幹事
支部長

田中 敏博 (南彩支部)



(業) 常務理事／(保) 常任幹事
支部長

井上 敏 (秩父支部)



(業) 常務理事／(保) 常任幹事
支部長

小野 忠義 (北埼玉支部)



(業) 常務理事／(保) 常任幹事
支部長

金子 一夫 (彩央支部)



(業) 常務理事／(保) 常任幹事
支部長

小暮 基弘 (埼玉北支部)



(業) 常務理事／(保) 常任幹事
支部長

江原 貞治 (本庄支部)



(業) 常務理事／(保) 常任幹事

奥山 寛 (埼玉西部支部)

令和8 - 9年度 (業)理事・監事／(保)幹事・監査のご案内

理 事：52名／幹 事：51名

支部名等	氏 名	会 社 名
川 口	松浦 慎弥 [支部長]	(有)松葉商事
	木本 伸治	アドバンスホーム(株)
	芝崎 充伸	(有)芝崎新六商店
	野崎 博之	(株)イコール
南 彩	田中 敏博 [支部長]	(有)三光商事
	鳥山 勉	(株)山福不動産
	松村 けい子	(有)愛ホームズ
さいたま 浦 和	松島 義浩 [支部長]	(株)ライトアップ
	渡邊 勝久	ジャパン・ナビゲーション(株)
	岡崎 徹	(株)ロータス
	山本 修嗣	(株)さくらソリューションズ
	高橋 佑輔	(株)高橋政雄設計事務所
	佐々木 威人	(株)ハウスドットコム
大 宮	山岸 俊和 [支部長]	(株)ヤマギシライフコーポレーション
	江泉 隆志	(有)デコレホーム
	塚本 健一	(株)しあわせハウジング
	大和田 武	(株)帯勝
	根岸 昭博	(有)埼玉不動産総合サービス
彩 央	金子 一夫 [支部長]	東光建設(株)
	佐藤 真也	(株)エス・ディ・ホーム
	大塚 俊和	(株)ティーエヌホーム
埼 玉 北	小暮 基弘 [支部長]	(株)小暮不動産
	内田 茂	(有)アシストホームうちだ
	富田 満	熊谷中央不動産(株)
本 庄	江原 貞治 [支部長]	日新ハウジング(株)
埼 玉 東	木村 忠義 [支部長]	(株)草加不動産

支部名等	氏 名	会 社 名
埼 玉 東	堀切 茂友	丸茂地所(株)
	宗像 健慈	拱同不動産(有)
越 谷	飯田 成寿 [支部長]	飯田観光開発(株)
	大野 善典	(有)オオノホーム
	飯嶋 藤王	飯嶋不動産(有)
埼 葛	三城 貴広 [支部長]	(有)昭栄産業
	小玉 和彦	(株)コダマホーム
	金子 善之	(有)リリィハウジング
	小山 寿行	(株)アメック
北 埼	小野 忠義 [支部長]	(株)小野不動産
	南 小畑 正之 [支部長]	(有)三芳土地
	内田 昌史	(株)ナイキ
県	齊藤 誠	ワコウホーム(株)
	横田 等 [支部長]	横田建設(株)
埼玉西部	浅見 隆広	(有)幸仁産業
	内野 雅光	(有)内野不動産
	高橋 浩美	(株)シバタスペース
	齊藤 智	(株)共同エステート
	船津 輝佳	船津不動産(有)
	奥山 寛	セントラル総合住宅(株)
所 沢	市川 雅巳 [支部長]	三恵不動産(株)
	川島 輝彦	(株)サンエイホーム
彩 西	栗原 武 [支部長]	(株)アクセスエイト
	奥富 浩	(株)三幸
秩 父	井上 敏 [支部長]	(株)いのうえ工務店
外部理事	石倉 正仁	石倉労務管理事務所

※外部理事は宅建協会のみ

監 事：5 名／監 査：4 名

支部名等	氏 名	会 社 名
川 口	松永 好夫	松永不動産
南 彩	針谷 康正	(有)聖建設
大 宮	樋口 幸雄	アイネットホーム

支部名等	氏 名	会 社 名
県 南	川端 登	(株)光陽
外部監事	平田 繁	平田ホーム(株)

※外部監事は宅建協会のみ

令和8 - 9年度 委員会（宅建協会・保証協会）

総務財務・広報委員会

委員長	松浦 慎弥（川 口）	
副委員長	飯嶋 藤王（越 谷）	浅見 隆広（埼玉西部）
委員	奥墨 常治（南 彩）	根岸 昭博（大 宮）
	日向 弘薫（埼玉北）	堀切 茂友（埼玉東）
	内田 昌史（県 南）	奥 村 稔（所 沢）
担当副会長	渡邊 勝久（さいたま瀬和）	
担当副専務理事	船津 輝佳（埼玉西部）	

相談・法令遵守委員会

委員長	江泉 隆志（大 宮）	
副委員長	木本 伸治（川 口）	小玉 和彦（埼 葛）
委員	高橋 佑輔（さいたま瀬和）	木村 幸男（本 庄）
	坂井 尚徳（埼玉東）	厚川 剛範（越 谷）
	飯牟礼 俊和（県 南）	谷 澤 薫（埼玉西部）
担当副会長	横田 等（埼玉西部）	
担当副専務理事	大塚 俊和（彩 央）	

宅地建物取引士法定講習委員会

委員長	市川 雅巳（所 沢）	
副委員長	塚本 健一（大 宮）	内野 雅光（埼玉西部）
委員	小原 和弘（川 口）	佐々木 威人（さいたま瀬和）
	佐藤 真也（彩 央）	小 川 勝（埼玉東）
	浪川 賢治（県 南）	齋藤 忠芳（彩 西）
担当副会長	山岸 俊和（大 宮）	
担当副専務理事	大野 善典（越 谷）	

情報・業務支援委員会

委員長	小畑 正之（県 南）	
副委員長	松村 けい子（南 彩）	宗像 健慈（埼玉東）
委員	佐々木 裕二（さいたま瀬和）	大和田 武（大 宮）
	金子 善之（埼 葛）	舞原 智治（北 埼）
	島村 祐介（埼玉西部）	依田 英一郎（秩 父）
担当副会長	富田 満（埼玉北）	
担当副専務理事	大塚 俊和（彩 央）	

宅地建物取引士試験委員会

委員長	富田 満（埼玉北）	
副委員長	渡邊 勝久（さいたま瀬和）	横田 等（埼玉西部）
	三城 貴広（埼 葛）	山岸 俊和（大 宮）
委員	芝崎 充伸（川 口）	田中 一任（南 彩）
	山本 修嗣（さいたま瀬和）	内海 雄二（大 宮）
	早川 祐士（彩 央）	廣川 勝宗（埼玉北）
	鈴木 純（本 庄）	吉田 浩士（埼玉東）
	伊藤 和彦（越 谷）	山崎 信幸（埼 葛）
	舞原 智治（北 埼）	齊藤 誠（県 南）
	田中 章友（埼玉西部）	石 橋 亮（所 沢）
	長谷川 涉（彩 西）	小櫃 政史（秩 父）
担当副会長	奥富 浩（彩 西）	
担当副専務理事	大野 善典（越 谷）	

組織財政改革特別委員会

委員長	奥富 浩（彩 西）	
副委員長	横田 等（埼玉西部）	三城 貴広（埼 葛）
委員	松浦 慎弥（川 口）	松島 義浩（さいたま瀬和）
	山岸 俊和（大 宮）	小暮 基弘（埼玉北）
	木村 忠義（埼玉東）	小野 忠義（北 埼）
	市川 雅巳（所 沢）	
担当副会長	渡邊 勝久（さいたま瀬和）	富田 満（埼玉北）
担当副専務理事	大野 善典（越 谷）	

綱紀委員会

委員長	奥富 浩（彩 西）	
副委員長	渡邊 勝久（さいたま瀬和）	
委員	飯田 成寿（越 谷）	横田 等（埼玉西部）
	富田 満（埼玉北）	三城 貴広（埼 葛）
	山岸 俊和（大 宮）	

（保）総務財務・苦情解決委員会

委員長	岡崎 徹（さいたま瀬和）	
副委員長	小山 寿行（埼 葛）	川島 輝彦（所 沢）
委員	野崎 博之（川 口）	水 石 潤（彩 央）
	酒 井 毅（埼玉北）	中 村 守（越 谷）
	齊藤 智（埼玉西部）	岡田 英幸（彩 西）
担当副本部長	奥富 浩（彩 西）	
担当副専任幹事	船津 輝佳（埼玉西部）	

（保）除名審査委員会

委員長	奥富 浩（彩 西）	
副委員長	渡邊 勝久（さいたま瀬和）	
委員	飯田 成寿（越 谷）	横田 等（埼玉西部）
	富田 満（埼玉北）	三城 貴広（埼 葛）
	山岸 俊和（大 宮）	

令和8年 定時社員総会 を開催しました

令和8年5月27日 於 埼玉会館「小ホール」

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会

第15回（通算第60回）通常総会

5月27日（水）午後2時より、埼玉会館「小ホール」において、当日出席者95名、委任状提出者3,271名、合計出席者3,366名のもと、定時社員総会を開催しました。

総会に先立ち、飯田会長は挨拶の中でまず、ご出席いただいた来賓のお客様と会員の皆様からの協会運営に対する多大なご支援とご協力に対して深い感謝の意を述べました。また、令和4年度の会長就任以来、『みんなを笑顔にする!健全な信頼される宅建協会』を目標として掲げ、令和6-7年度の2年間で振り返って様々な取り組みを進めてきたことを挙げました。中でも組織変革戦略においては、特別委員会から財務基盤強化の答申を受け、令和6年度に会費値上げを実施して協会の信頼向上に繋がったほか、組織再構成に向けた答申を受け、令和8年度理事会において令和10年4月1日から5支部体制に移行する議案が可決されたことを報告しました。また、令和7年度から本会が「宅地建物取引士資格試験」の協力機関となり、業界の社会的地位向上に大きく寄与していると述べました。

総会には、日頃から本会活動にご理解とご協力を頂いている多くの来賓方がお見えになり、埼玉県知事 大野 元裕 様よりご祝辞を頂戴したほか、埼玉県議会議員 小島 信昭 様、公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 会長 坂本 久 様、参議院議員 古川 俊治 様の代理として秘書 高橋 利典 様にご祝辞を頂きました。

議事では、審議に先立ち報告が行われ、令和7年度の事業報告が行われました。審議事項では、令和7年度の事業会計について審議が行われるとともに、役員改選年である今回、新理事・監事の選任について審議を行い、全議案とも可決承認されました。



会長挨拶 飯田 成寿 会長



埼玉県知事 大野 元裕 様



埼玉県議会議員 小島 信昭 様



全宅連 会長 坂本 久 様

第15代会長に 飯田 成寿 理事が就任

総会終了後に同日開催された「令和8年度 第2回 理事会」において、任期満了に伴う令和8-9年度の会長選挙を実施しました。選挙管理委員会における厳正な手続きのもと飯田理事が3期目となる再選を果たし、代表理事である会長に就任しました。

飯田 成寿 (いいだ せいじ) 氏

越谷支部 支部長／飯田観光開発株式会社 代表取締役



山口選挙管理委員長から当選証書を授与される飯田会長（写真左）

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 埼玉本部

第15回（通算第54回）通常総会

続いて、午後3時13分より、当日出席者97名、委任状提出者3,271名、合計出席者3,368名のもと、保証協会の通常総会を開催しました。

保証協会においては、宅建協会との連携協力のもとで実施された社会貢献のための公益事業や、会員の業務支援の実施への取り組みなど、令和7年度の事業と会計に関する報告を行いました。審議事項では、役員改選期のため、幹事・監査の選任などを行い、全議案が可決承認されました。



（左より）議長の三城副本部長、副議長の松永副本部長

各団体の議案

■宅建協会 議題

- | | |
|------|--|
| 報告事項 | 令和7年度 事業報告書について |
| 審議事項 | 第1号議案 令和7年度 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに財産目録承認に関する件 |

<監査報告>

- 第2号議案 理事52名選任の件
第3号議案 監事5名選任の件

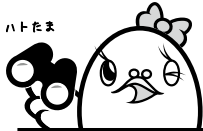
■保証協会 議題

- | | |
|------|---|
| 報告事項 | 令和7年度 事業報告書及び収支決算書並びに監査報告について |
| 審議事項 | 第1号議案 幹事・監査選任に関する件
第2号議案 公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会理事候補者選出に関する件 |

全議案が可決承認されました

会員の皆さまへ

各団体の議案の詳細につきましては、5月にすべての会員様に送付しております「議案書」をご覧ください。皆さまのご協力、誠に有難うございました。



眺めて埼玉!

もっと埼玉のことが好きになるような美しい景色や豊かな自然、素敵な街並みを協会マスコット「ハトたま」がご紹介しします。

今回の表紙写真

「久喜白岡ジャンクション（久喜市・白岡市）」

「久喜白岡ジャンクション（JCT）」は、東京都心から半径 40 ～ 60km の位置を環状に結ぶ「首都圏中央連絡自動車道（圏央道）」と、埼玉県川口市から青森県を南北に結ぶ日本最長の高速道路である「東北自動車道（東北道）」が交差する交通の要所です。2011 年に「白岡菖蒲 IC ～ 久喜白岡 JCT」の開通とともにジャンクションとしての利用が開始されました。同 JCT の整備により、交通量が集中する東京都心部を迂回する広域ネットワークが形成され、交通分散、企業立地・物流効率化、防災・地域環境改善などの大きな効果がもたらされました。

また、同 JCT 周辺は、貴重な湿地帯や屋敷林が残る自然豊かなエリアです。同 JCT を含む圏央道沿線は、「自然環境と調和した道づくり」のモデルエリアとして、オオタカなどの希少猛禽類の保護対策が専門家を交えて継続的に実施されています。周辺の里山・農耕地がモザイク状に広がる環境は、多様な野鳥の生息に適しています。



「埼玉県窓断熱リフォーム支援事業」のご案内



埼玉県では、住宅の窓断熱改修に係る市場活性化を図ることで、住宅省エネに取り組む事業者を支援することなどを目的として、「埼玉県窓断熱リフォーム支援事業」を実施しています。本事業は、国の住宅省エネ支援事業「先進的窓リノベ2026事業」を活用して埼玉県内の住宅の窓などの断熱リフォーム工事を行った場合、県が工事費用の一部を追加で補助するものです。受付期間は、令和8年5月18日（月）から令和9年2月28日（日）となりますが、期間終了前でも補助金がなくなり次第終了します。

詳しくは「埼玉県窓断熱リフォーム支援事業」ご案内ページ（右バーコード）をご参照ください。

空き部屋を犯罪に悪用させない対策を! （空き部屋がトクリュウ型犯罪の温床に）

埼玉県内における振り込め詐欺の被害が多発しています。最近では、アパート等の空き部屋に犯人が勝手に侵入し、「トクリュウ（匿名・流動）型犯罪グループ」によって振り込め詐欺の被害金やスマートフォンなどの犯罪ツールを宅配業者に配達させて受け取る等の犯罪が多発していることも大きな問題となっています。

本会は、このような卑劣な犯罪を撲滅させるため、埼玉県と埼玉県警察本部との連携・協力のもと、振り込め詐欺の撲滅に向けた活動を行っています。

不動産業者の皆様へ

■不審者を発見したら即通報を!

管理物件に不審者が出入りするなど、犯罪拠点等に使用されている疑いがある場合は、警察へご連絡ください。

■入居者に対する振り込め詐欺の注意喚起

高齢者など詐欺のターゲットとなりやすい入居者への注意喚起や、近隣の不審者情報などに関する通報協力依頼など情報収集に努めてください。

産業廃棄物の不法投棄を見かけたら専用ダイヤルへ通報しよう!

本会では、埼玉県と「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を締結し、本会会員を通じて不法投棄の通報を行う活動を行っています。埼玉県内の津々浦々で営業活動を行う宅建業者による“地域を見張る”監視の目は、毎年多数の通報につながっています。

また、会員および従業者の皆様が営業活動などの際に、不法投棄現場を発見した際には、下記フリーダイヤルまで通報していただきますようご協力のほどお願いいたします。

埼玉県「廃棄物不法投棄110番」
(埼玉県 環境部 産業廃棄物指導課)

フリーダイヤル **0120-530-384**



廃棄物の不法投棄は法律で禁止されています

廃棄物を不法投棄した者や、その未遂行為をした者は、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はこの両方の罰則を受けることがあります。（法人に対しては3億円以下の罰金）

また、不法投棄する目的で廃棄物を収集、運搬した者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこの両方の罰則を受けることがあります。

不動産・法律相談窓口のご案内



不動産に関するお悩みや疑問は、宅建協会の相談窓口にお任せください。

空き家相談の総合窓口「空き家コーディネーター」

空き家のことでお困りごとがございましたら、私ども埼玉県宅建協会にお任せください。専門知識や経験を持った当協会の「空き家コーディネーター」相談員が、活用策のご提案や各種専門家のご紹介、関連費用試算のご提案、所有者と活用希望者とのマッチングなどに関するご相談を無料（原則）にて承っております。

お問合せ 0120-157-393（フリーダイヤル）

受付日時 月～金曜日（年末年始・祝祭日除く）の
9:00-12:00/13:00-17:00

不動産無料相談所

毎週平日の下記時間に「不動産無料相談」を開催しています。宅建士資格を有し、本会の研修で研鑽を積んだ相談員が電話でお応えします。

※令和7年度より、週3回（月・水・金曜日）開催から週5回（月～金曜日）開催に変更となりました。

電話窓口 048-811-1818 ※電話相談のみ

受付日時 月～金曜日（年末年始・祝祭日除く）の
10:00-12:00/13:00-15:00

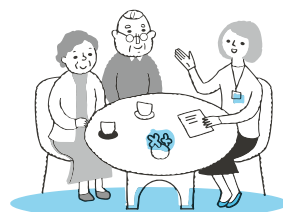
不動産法律相談（弁護士相談）

不動産取引に関する事案に卓越した本会顧問弁護士による無料の「不動産法律相談会」を開催しています。完全予約制のため、相談をご希望の方はお早めにご予約をお願いいたします。

お問合せ 048-811-1868

民事介入暴力事案に関する無料法律相談窓口

本会は埼玉弁護士会と連携して、会員および会員の顧客を対象とした、民事介入暴力事案に関する無料法律相談を実施しています。無料法律相談には、埼玉弁護士会の「民事介入暴力対策委員会」の中から選任された弁護士が初期対応等の助言を行います。



お問合せ 048-811-1868

宅地建物取引士「法定講習」のご案内

～宅建協会での受講をお願いいたします～

本会は宅地建物取引士「法定講習」を埼玉県指定の実施団体として開催しています。有効期間満了の6ヶ月前から開催される講習会に申込可能です。講習ハガキは、宅建協会以外の団体からも届きますが、宅建協会での受講をお願いいたします。

Web受講方法

① 受講期間4週間で好きな場所・時間・日数で受講

② パソコンやスマホでWeb動画を視聴

③ Web上（動画視聴ページ）で効果測定実施

詳しい流れやお申込み方法は
右の二次元バーコードよりアクセス
してご確認ください



座学受講方法

Web講習で使用している講義動画を埼玉県宅建会館にて事前予約された講習日にお越しいただき、9時～17時の間でDVD視聴と効果測定をしていただく方法です。直近のスケジュールは宅建協会HPにて公開しています。

座学での受講は会場定員になり次第締め切りますので、期間に余裕を持ってお申込ください。

（郵送でお申込いただけます）

事前に資料請求いただくことで受講日の仮予約が可能です。詳しい申込み方法は右の二次元バーコードよりアクセスしてご確認ください



どちらの受講方法も下記書類を本部窓口を持参いただくことで窓口申込が可能です

① 写真用紙に印刷された同一のカラー証明写真 3枚

※写真は埼玉県警の運転免許証の撮影基準を準用します

縦3cm×横2.4cm 申請前6ヶ月以内に撮影 無背景（壁紙やカーテンの柄不可）

② 宅地建物取引士証

有効期限切れ・初交付の方は運転免許証等の本人確認書類

③ 16,500円（現金）



本部受付時間（平日のみ）

9:00～11:30/13:00～16:00

融資特約期限の延長

決済期限を延長した際、 融資特約期日については延長の合意をしておらず、 融資特約は効力を失ったとされた事例

1 事案の概要

令和2年7月22日、売主X（原告・宅建業者）は、収益物件建築目的で本件土地につき買主Y（被告・個人）と次の内容の売買契約を締結した。

- | | |
|---------|--|
| ア) 売買代金 | 1億4500万円 |
| イ) 手付金 | 700万円 |
| ウ) 支払時期 | 9月30日 |
| エ) 違約金 | 1450万円 |
| オ) 融資特約 | 「8月21日までに融資の全部または一部について金融機関の承認を得られないときは、本件契約は自動的に解除となる。その場合、売主は買主に受領済金員を遅滞なく返還する。」 |

なお、本件売買契約には、売主X側の媒介業者としてAが、買主Y側の媒介業者としてBがついていた。

Yは2つの金融機関（甲銀行・乙信金）に融資を申し込んだが、内、甲銀行は8月中旬に融資否認となったため、8月17日頃、BはAに「乙信金からは承認される見込みであるが、支払期限の9月30日に間に合わない可能性があるため、支払期限、所有権移転・引渡し・登記申請の日を10月16日に延長して欲しい」との旨を申し入れた。

その際、Bは、売主側が本件融資特約の延長について了承していないことを認識しながらそれ以上の交渉を行わなかった。他方、BはYに対しては、本件融資特約も同じように延長された旨を説明した。

その結果、9月1日、支払い期限を10月16日まで延長する旨の覚書が締結されたが、当該覚書には融資特約期限に関する記載はなく、その点が話題に上ることもなかった。

10月2日、乙信金からも融資否認の通知を受けたため、Yは、延長後の支払期限である10月16日、金融機関から融資の承認が得られなかったことを理由として本件契約を解除する旨をXに通知した。

11月3日、Xは、Yに、残金支払いがなければ債務不履行解除のうえ違約金として手付金との差額750万円を請求する旨を通知した。

Xは、第一審訴訟（京都地判令4・7・1）において当該750万円の違約金支払を求め、Yは、反訴として融資特約適用による700万円の手付金返還を求めた。

第一審訴訟においてYは以下を主張した。

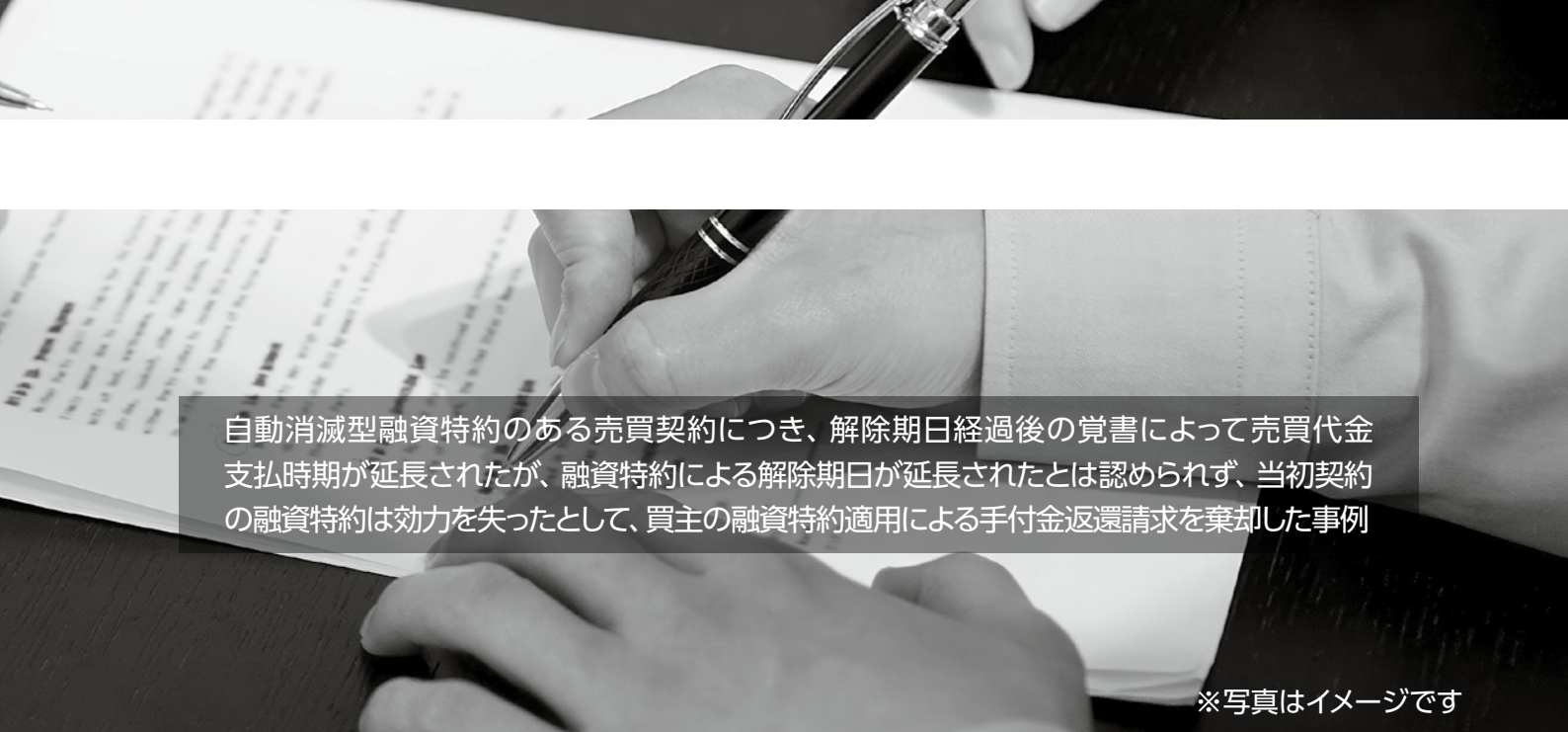
- ①本件契約は8月21日の経過により自動的に白紙解除された。
- ②もしくは、本件契約期限が9月1日付覚書によって10月16日に延長されたことにより、本件融資特約の期限についても10月16日まで延長され、同日の経過により自動的に白紙解除された。

第一審は、Xによる違約金請求を認容し、Yの請求を棄却したため、これを不満としてYが控訴した。

2 判決の要旨

控訴審（本件訴訟）においても、裁判所は次のように判示して、Yの請求を棄却した。

Yが8月21日までに金融機関から融資の承認を得られ



自動消滅型融資特約のある売買契約につき、解除期日経過後の覚書によって売買代金支払時期が延長されたが、融資特約による解除期日が延長されたとは認められず、当初契約の融資特約は効力を失ったとして、買主の融資特約適用による手付金返還請求を棄却した事例

※写真はイメージです

なかったことから、YがBに、本件契約の存続とともに本件融資特約の延長を希望したものの、これを受けたBは、Xが本件融資特約の延長を承認していないことを認識し、それ以上の交渉をせず、AとBは本件契約の支払期限等を延長することを確認し、その旨の覚書を作成することとしたというのであるから、XY間で本件契約の存続及び支払期限等の延長については合意が成立したものの、本件融資特約の延長については合意が成立していないことが明らかである。

そうすると、本件融資特約は効力を失ったと評価され、本件契約が本件融資特約により8月21日又は10月16日の経過をもって自動的に解除されたとは認められない。

これに対し、Yは、Yが金融機関からの融資で売買代金を決済することは当初から予定されており、Yが支払期限等についてのみの延長を希望しないことはXも十分認識していた旨主張する。しかし、Bは、7月末頃、Aに対し、Yは甲銀行の融資が否認されても、乙信金なら承認される見込みである旨を伝えていることや、Aは、Bに対して本件融資特約の延長を認めない旨を明確に伝えていることからすると、Yが乙信金から融資を受けて残代金を決済できる見込みがあるから、本件融資特約の延長は求めず、支払期限等の延長を求めることで足りるものとXが認識したとしても何ら不自然なこととはいえないから、XY間において本件融資特約を延長する旨の合意があったとみることはできない。

また、Yは、9月1日付覚書が本件融資特約の期限である8月21日より後である点を指摘するが、8月21日まで

に、XY間において、本件契約を存続させることを前提に支払期限等を延長することを確認したと認められ、本件覚書の作成自体が8月21日以降であるからといって、本件契約が本件融資特約により8月21日の経過をもって自動的に解除されることにはならない。

そして、XはYに対し、11月3日、本件土地の引渡し等の準備が済んでいる旨を通知したうえで本件契約の残代金を11月13日までに支払うよう督促し、Yは同日までに支払わなかったのであるから、Xによる債務不履行解除によってYは本件契約に基づく違約金支払い義務を負う。

③ まとめ

本事案は、売買契約が存続することを前提に支払期限等が合意によって延長されるも、融資特約期限について延長する合意が認められないという事実認定の下では、当該融資特約は無効になるとした事例判断である。

融資特約には、解除条件型、解除権留保型など効力発生要件の相違や、各業界団体ひな形における表現の差異などがあるので、媒介業者としては特約内容を正確に理解し、売買当事者に説明することが重要である。

本事案に類似する裁判例に「買主都合による決済期限の延長の際、明確な売主の期限延長の合意のない融資解除特約は効力を失ったとした事例」(東京地判令元・6・11 RETIO 118-114)があるので参考にされたい。

私の宝

会員交流のページ



おいしいごはん ありがとう

今回は、さいたま浦和支部
株式会社ロータス
岡崎 徹さんの投稿です

区内にひとつの子ども食堂

私は一昨年の12月から毎月2回、「はっぴー食堂」という子ども食堂を主催しています。

理由は伏せますが、地域の方から子ども食堂をできないだろうかと相談を受けたのがきっかけです。全国的に「全小学校区にひとつ以上の子ども食堂を!」という目標があるようですが、私が始めた時点では、小学校区どこかさいたま市桜区内に一か所しかないという状況も前向きに耐えた理由です。

多世代で賑わう交流の場へ

AC JAPANのCMをご覧になった方もいらっしゃると思いますが、子ども食堂は今では貧困対策というより、多世代の交流の場として運営されるケースが多くなっています。賑わいがあつたほうが子どもたちも来場しやすいと思い、はっぴー食堂は高校生以下に加え70歳以上の方の食事代を無料にしています。ちなみに、その他の方



子供から高齢者までみんなで仲良く食事を囲む

からは一食300円をいただいています。

新開小学校区の自治会の掲示板にポスターを貼るだけの告知ですが、高齢者の仲良しグループ、親子連れ、小学生だけのグループ、たまに一人で来る子供もいたりして、いろいろな方が来場されます。

いちばん大変なのは調理ボランティアですが、毎回メニューを工夫してくれるおかげで、家では食べない野菜を子どもが完食したとのうれしい声もたびたびいただきます。

地域の皆さんと子どもたちの笑顔に 支えられて

写真は、「おいしいごはんありがとう」のメッセージを添えてアジサイの一輪挿しをプレゼントしてくれた小学生のものです。

地域の方が、米・野菜・お茶・ジュース・お菓子などの差し入れをしてくださり、私もフードバンクから飲食料品の提供を受けていますが、財政的には厳しいものがあります。昨年度はさいたま市の補助金を利用しましたが、削られるばかり

で経費の半分にも満たなかったので、今年度は社会福祉協議会の助成金も併せて申請しました。

地域の皆さんの応援と、美味しかったと笑顔で手を振ってくれる子どもたちがいるかぎり、頑張っけて続けていこうと思っています。



越谷 支部

越谷支部では近年、青年部に新たな仲間が増え、会員数も着実に増加して活動も活発になって会員同士のつながりや交流の輪が大きく広がっており、大変嬉しく感じております。

昨年度は、どなたでも気軽に参加できる交流事業として『ヨガ体操』を開催いたしました。健康づくりを目的としながら、会員同士が楽しく交流できる機会となり、多くの皆様にご参加いただきました。また、青年部事業報告会では研修事業を兼ねて『造幣さいたま博物館』を見学し、日本の貨幣の歴史や製造技術について学ぶ貴重な機会となりました。さらに、毎年恒例となっております『越谷花火大会』での交流会も開催いたしました。会員やご家族を含め、多くの皆様にご参加いただき、夏のひとときを楽しみながら親睦を深めることができました。

そして今年度は、会員数の増加と青年部活動のさらなる発展を目指し、青年部事業報告会を宿泊研修として実施いたしました。日帰りでは得られない交流の時間を共有することで、会員同士の親睦をより一層深めることができ、今後の青年部活動についても活発な意見交換を行う有意義な機会となりました。

諸先輩方が築き上げてこられた青年部活動の伝統を受け継ぎながら、今後も会員の皆様に参加しやすく、楽しみながら学び、交流できる事業を企画してまいります。

青年部 部会長 大野 聡史 (㈱イーグルハウジング)



青年部 レディス部

活動日記

県内16支部で宅建協会の活動を支えている
支部青年部・レディス部について、各支部の部長さんより
活動内容をご紹介します！

秩父 支部

秩父支部は、県内でも最も小規模な支部ですが、その区域は埼玉県全体の22%を占める自然豊かな地域です。

青年部・レディス部では、この豊かな秩父の自然を守るため、山間部における廃棄物の不法投棄パトロールを実施しています。1回のパトロールでは、2名1組で2時間を超える道のりを巡ることもありますが、こうした活動の成果が不法投棄の抑止につながっていると思われます。

また、長時間にわたる活動は、会員同士の交流や情報交換の貴重な機会にもなっており、大変有意義な取り組みとなっております。

さらに、不動産フェアではNPO法人主催のイベントに参加し、お子様からご高齢の方まで気軽に楽しめる催しを通じて、宅建協会秩父支部の広報活動を行っております。あわせて、「さいたま緑のトラスト基金」への募金活動にも毎年取り組んでいます。

部員数は16名と少数ではありますが、その分、一人ひとりが仕事でも支部活動でも密接に関わることができる点が、当支部の大きな魅力だと感じています。

今後も秩父支部の魅力を生かしながら活動をしていきたいと思っております。

青年部・レディス部 部長 内田 一矢 (㈱内柳)



理事会・幹事会 開催報告

下記日程・内容で理事会・幹事会を開催いたしました。

令和7年度 第5回 理事会・幹事会 (令和8年3月19日(木)／出席理事・幹事：40名)

<宅建協会>

報告事項

1. 入退会関係報告について(12月期～2月期)／2. 「第42回宅建業 開業支援セミナー」開催結果について／3. 令和8年度宅地建物取引士試験の実施計画について／4. 令和7年度「空き家コーディネーター」業務の進捗状況について／5. 中長期的なビジョンを見据えた組織強化及び財政改革について(第2次答申)／6. 理事の退任について／7. 本部事務局職員人事(定年退職・再雇用)について／8. 協会等会議日程について

審議事項

第1号議案 令和8年度 事業計画書(案) 承認に関する件 **可決**
第2号議案 令和8年度 収支予算書(案) 承認に関する件 **可決**
第3号議案 令和8年度 資金調達及び設備投資の見込(案) 承認に関する件 **可決**

第4号議案 令和8年 定時社員総会 付議事項(案) 並びに白紙委任状の受任者 承認に関する件 **可決**

第5号議案 役員賠償責任保険の更新(案) 承認に関する件 **可決**

第6号議案 実務者に対する相談窓口新設(案) 承認に関する件 **可決**

<保証協会>

報告事項

1. 幹事の退任について

審議事項

第1号議案 令和8年度 事業計画書(案) 承認に関する件 **可決**

第2号議案 令和8年度 収支予算書(案) 承認に関する件 **可決**

第3号議案 令和8年 本部総会 付議事項(案) 承認に関する件 **可決**

令和8年度 第1回 理事会・幹事会 (令和8年4月27日(月)／出席理事・幹事：43名)

<宅建協会>

報告事項

1. 入退会関係報告について(3月期)／2. ハトマークブランディング活動について／3. 令和8年度 住宅瑕疵担保履行法届出書受付補助業務委託事務にかかる単価について／4. 土地取引における「国への届出制度」に関する重要なお知らせについて／5. 犯罪収益移転防止法に係る実務対応の徹底について／6. 令和8年度 宅地建物取引士資格登録申請書等委託事務にかかる単価について／7. 令和8年度 宅地建物取引士資格試験について／8. 令和7年度「空き家コーディネーター」業務の相談受付結果について／9. 第10回「不動産業者向け 空き家管理セミナー」の開催について／10. 協会等会議日程について／11. その他(関係団体からの報告事項)一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会 埼玉県支部の会員数について

審議事項

第1号議案 令和7年度 事業報告書及び附属明細書 承認に関する件 **可決**

第2号議案 令和7年度 貸借対照表及び正味財産増減計算書及び附属明細書並びに財産目録 承認に関する件 **可決**

第3号議案 長期修繕計画に基づく修繕工事の実施(案) 承認に関する件 **可決**

第4号議案 組織財政改革特別委員会からの第2次答申を踏まえた支部組織再編(案) 承認に関する件 **可決**

第5号議案 理事52名選任(案) 承認に関する件 **可決**

第6号議案 監事5名選任(案) 承認に関する件 **可決**

第7号議案 監事1名退任 承認に関する件 **可決**

<保証協会>

審議事項

第1号議案 令和7年度 事業報告書 承認に関する件 **可決**

第2号議案 令和7年度 収支決算書 承認に関する件 **可決**

第3号議案 幹事・監査選任(案) 承認に関する件 **可決**

第4号議案 監査1名退任 承認に関する件 **可決**

令和8年度 第2回 理事会・幹事会 (令和8年5月27日(水)／出席理事・幹事：44名)

<宅建協会>

審議事項

第1号議案 会長選定に関する件 **可決**

第2号議案 副会長・専務理事・副専務理事・常務理事・委員長選定に関する件 **可決**

第3号議案 公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 派遣役員選出に関する件 **可決**

<保証協会>

審議事項

第1号議案 本部長選定に関する件 **可決**

第2号議案 副本部長・専任幹事・副専任幹事・常任幹事・委員長選定に関する件 **可決**

第3号議案 公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 派遣役員選出に関する件 **可決**

倫理綱領

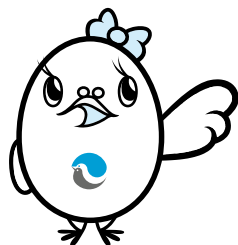
埼玉県宅建協会会員は倫理綱領を遵守し誠実かつ公正な業務の遂行に努めています

我々会員は、不動産の重要性と専門家としての社会的使命を強く自覚し、ここに倫理綱領を制定し、その実践を通して、国民の信託にこたえることを誓うものである。

1. 我々会員は、国民の貴重な財産を託された者としての誇りと責任をもって社会に貢献する。
1. 我々会員は、依頼者と地域社会の信頼にこたえるよう常に人格と専門的知識の向上に努める。
1. 我々会員は、諸法令を守り、公正な取引の実現に努める。
1. 我々会員は、依頼者のために、誠実かつ公正な業務の遂行に努める。
1. 我々会員は、業界発展のため、業者間の相互信頼に基づく親密な協力によって業界秩序の確立と組織の団結に努める。

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 / 公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 本・支部事務局一覧



● 協会本部	さいたま市浦和区東高砂町 6-15	048-811-1820		
① 川口支部	川口市並木 2-24-21	048-255-7711	⑨ 越谷支部	越谷市越ヶ谷 2-8-23 048-964-7611
② 南彩支部	戸田市上戸田 1-14-10	048-229-4630	⑩ 埼玉支部	南埼玉郡宮代町笠原 2-2-7 ノアコーポ 2F 0480-31-1157
③ さいたま浦和支部	さいたま市浦和区常盤 6-2-1	048-834-6711	⑪ 北埼玉支部	羽生市中岩瀬 1059-2 048-562-5900
④ 大宮支部	さいたま市大宮区仲町 1-104 大宮仲町AKビル9F	048-643-5051	⑫ 県南支部	朝霞市本町 1-2-26 WJ・A-1 ビル 2F 048-468-1717
⑤ 彩央支部	上尾市二ツ宮 750 上尾商工会議所内	048-778-3030	⑬ 埼玉西部支部	川越市脇田本町 14-20 遠藤ビル 3F 049-265-6390
⑥ 埼玉北支部	熊谷市籠原南 3-187	048-533-8933	⑭ 所沢支部	所沢市元町 28-17 元町郵便局 2F 04-2924-6599
⑦ 本庄支部	本庄市朝日町 3-1-19	0495-24-6506	⑮ 彩西支部	狭山市根岸 1-1-1 04-2969-6060
⑧ 埼玉東支部	草加市稲荷 3-18-2	048-932-6767	⑯ 秩父支部	秩父市上宮地町 10-8 0494-24-1774

お問合せ先

■ 埼玉県宅建協会 代表（自動音声ガイダンス）	048-811-1820	■ 契約書（ご案内）・揭示物・研修会・弁護士相談受付・苦情解決申出	048-811-1868
■ 開業・ご入会のお手続き、会員情報の変更・退会等	048-811-1835	■ レインズ・ハトサポBB・ハトマークサイト等	048-811-1840
■ 宅建士の法定講習会や更新・変更・登録	048-811-1830	■ 不動産取引等に関するご相談は「不動産無料相談所」	048-811-1818

編集後記

令和8年度、新体制でのスタートとなりました。総務財務・広報委員会の新メンバーと共に新たな視点での広報活動や紙面づくりに努力してまいりたいと考えています。ハトマークブランディング活動を中心に広く埼玉宅建をPRし広報誌では会員の皆様に寄り添った見やすく、わかりやすい、そしてタイムリーな記事をできるだけ多くお伝えできればと考えています。2年間どうぞ宜しくお願い申し上げます。末筆となりますが会員皆様のご健勝ご繁栄を心よりご祈念申し上げます。

総務財務・広報委員会 委員長 松浦 慎弥(川口支部)

編集委員

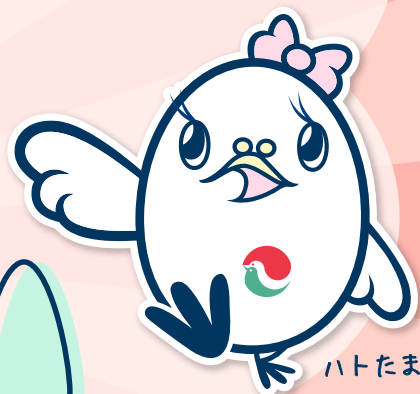
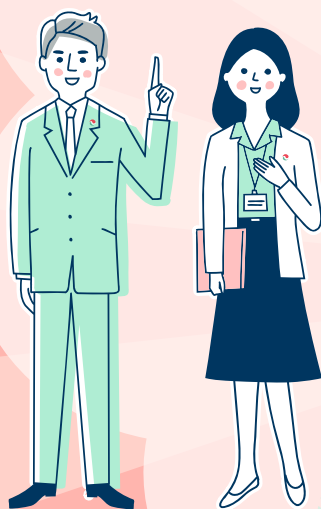
委員長 松浦 慎弥 (川口支部)	委員 奥墨 常治 (南彩支部)	委員 内田 昌史 (県南支部)
副委員長 飯嶋 藤王 (越谷支部)	根岸 昭博 (大宮支部)	奥村 稔 (所沢支部)
浅見 隆広 (埼玉西部支部)	日向 弘薫 (埼玉北支部)	渡邊 勝久 (さいたま浦和支部)
	堀切 茂友 (埼玉東支部)	船津 輝佳 (埼玉西部支部)
	担当副会長	
	担当副専務理事	



宅建協会

不動産のことなら

あなたのまちの ハトマーク不動産ショップ におまかせください！



ハトマークを掲げる店舗は
「ハトマーク不動産ショップ」
として、地域密着で街づくり
を担い、不動産に関する専門
知識の向上に努めている
宅建協会の会員店です。
不動産業者を選ぶ際は
ハトマーク不動産ショップを
ご用命ください。



テレビ・ラジオCM
放送中!!

テレビCM

「テレビ埼玉(地デジ3ch)」
の15秒スポットCM

放送日時

2026年4月～2027年3月
(月約10回放送)



ラジオCM

「FM NACK5(79.5MHz)」の20秒スポットCM

放送日時

2026年5月4日(月)～11月末の毎週月・水・金曜日

■毎週月・水曜日のAM 7:59または8:25など

「Good Luck! Morning! (MC:アロハ太郎さん)」

■毎週金曜日のAM 9:32など

「FUNKY FRIDAY (MC:小林克也さん)」

